

質問者		ご質問・ご意見内容 (原文を転記・一部判読不明箇所については推測で入力)	ご回答
1	柏崎市 在住者	評価書の提出（届出）は、現時点でいつ頃を予定しているのか。具体的な時期が決まっている場合は明示してください。	評価書の提出時期につきましては、事業計画の安全性や環境保全対策が、地域の皆様のご理解を得られる内容となっているかを慎重に確認している段階です。 そのため、現時点で特定の日時を明示することは控えさせていただきますが、手続きの進捗状況については、透明性を持って適宜公開してまいります。 拙速に手続きを進めるのではなく、いただいたご質問への回答や説明の機会を大切にしながら、適切な時期に判断してまいりたいと考えております。
2		評価書の公表および縦覧について、住民への周知はどのような方法で行われるのか（広報、ホームページ、説明会等）。	環境影響評価書（届出）の公表および縦覧につきましては、環境影響評価法および関係条例に基づき、以下の方法で漏れなく、かつ広く地域の皆様にお知らせいたします。 1. 公的な公告・周知 公告：官報、県報、または市町村の広報紙等への掲載を行い、公的に告知いたします。 縦覧場所：新潟県庁、柏崎市役所、出雲崎町役場、地域の支所・公民館などの公共施設において、どなたでも資料を閲覧いただけるよう書面を設置いたします。 2. 当社独自の周知 法令上の義務に加え、より多くの皆様に情報が届くよう、以下の対応を予定しております。 当社ホームページでの公開：縦覧期間中、評価書の全文（または要約版）をPDF形式で公開し、いつでもお手元でご確認いただけるようにいたします。 当社といたしましては、手続きの透明性を確保し、地域の皆様が十分な情報を得た上でご意見をいただける環境を整えてまいります。具体的な日程が決まり次第、改めて本ウェブサイトでも詳細をご案内いたします。
3		評価書提出前に、住民が意見を提出できる機会（いわゆるパブリックコメント）はいつ頃実施される予定か。	住民の皆様が本事業に対してご意見を提出いただける機会につきましては、法令に基づき以下の通り予定しております。 法令に基づく意見募集（環境影響評価法等） 評価書の公表・縦覧に合わせ、以下の通り意見提出の機会が設けられます。 意見書の提出：評価書の縦覧期間（1ヶ月間）およびその後2週間、どなたでも事業者（当社）に対して環境保全の観点から書面で意見を提出いただけます。 提出時期：評価書の公表と同時（時期は未定）となります。いただいたご意見に対しては、法に基づき、当社の見解をまとめた書類を別途作成し、公表いたします。
4		今後、説明会の開催予定がある場合、その時期および開催方法について教えてください。	今後は、昨年の12月13日、14日説明会で配布しました資料の通り、工事着手の3か月前から半年程度前に法定説明会(特別措置法に基づく地域説明会) 並びに工事着手の2か月から3か月前に、工事前説明会を予定しております。 加えて、土木設計の安全審査(林地開発許可手続) の状況や、風車設計の安全審査(ハンドファーム認証) の状況につきましても、適切な時期に情報を共有させていただく会の開催を考えておりますが、安全審査時期が確定していないので、具体的な期日はおってご連絡致します。 なお、風力発電施設が設置される地域には、各地区の集会所などで適時個別の説明会を実施しております。 このような形で、地域の皆様から更なる説明会のご要請をいただいた場合においても、適切な時期に開催することを検討して参ります。